

聖籠町地域交流施設条例施行規則をここに公布する。

平成29年9月29日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第4号

聖籠町地域交流施設条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、聖籠町地域交流施設条例（平成29年聖籠町条例第16号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、聖籠町地域交流施設（以下「そだちの家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後2時までとする。ただし、聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用の許可申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により使用しようとする者は、使用許可申請書（別記様式第1号）により、使用期日の前日の3月前から5日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この期間によらないことができる。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請を適当と認めたときは、使用許可決定書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び割合は次のとおりとする。

- (1) 町及び教育委員会が使用するとき。 免除
- (2) 教育委員会が認定した町内の団体が本来の目的に応じて使用するとき。 免除
- (3) 学校教育及び社会教育の目的で、教育機関並びに教育関係団体が本来の目的に応じて使用するとき。 免除又は50パーセント
- (4) その他教育委員会が特に認めたとき。 免除又は50パーセント
(使用料の減免申請)

第7条 条例第7条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用料減免申請書の提出を受けたときは、これを審査し、減免の可否及び減免額を決定し、使用料減免決定書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及び割合は次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなった場合 全額
- (2) 許可書を使用期日の5日前までに提出し、取消しの許可を受けた場合 50パーセント
- (3) その他教育委員会が相当の理由があると認めた場合 全額又は50パーセント

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(別記様式第1号)を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の使用料還付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、還付の可否及び還付額を決定し、使用料還付決定書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会の許可を得たときはこの限りでない。

- (1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 設置目的を著しく損なうおそれのある物品の陳列又は広告類の掲示若しくは頒布をしないこと。
- (3) 募金行為及び販売行為をしないこと。
- (4) 立入り禁止場所に立ち入らないこと。
- (5) 入場者に危害又は迷惑を及ぼさないこと。
- (6) その他、教育委員会が定めること。

(損壊等の届出)

第10条 使用者は、施設、設備及び器具等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条、第7条、第8条関係)

聖籠町そだちの家
使用許可
使用許可変更・取消
使用料減免
使用料還付

申請書

年 月 日

聖籠町教育委員会 様

団体名 及び 代表者	
住所	
連絡先	

次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日()
	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
使用目的	
使用予定人員	名
使用料金	金額 円(A) 減免額 円(B) 差引納付(還付)額 円(A) - (B)
変更・取消・ 減免・還付	変更・取消・減免・還付の具体的な理由
備考	

※申請者は、太枠の部分のみご記入ください。

別記様式第2号(第5条、第7条、第8条関係)

聖籠町そだちの家
使用許可・不許可
使用許可変更・取消
使用料金減免
使用料金還付

決定書

年 月 日

団体名 及び 代表者	
住所	
連絡先	

聖籠町教育委員会

次のとおり決定します。

使用日時	年 月 日()
	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
使用目的	
使用予定人員	名
使用料金	金額 円(A) 減免額 円(B)
	差引納付(還付)額 円(A) - (B)
変更・取消・ 減免・還付	変更・取消・減免・還付の具体的な理由
備考	

※申請者は、太枠の部分のみご記入ください。